

(入退院等の病棟管理、会計・経理、医療事故の報告、医療サービスの向上)

- ・ 医療サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
- (2) 京都府立医科大学附属病院および京都府立医科大学での医学教育における利用
- ・ 医学・歯学・薬学・保健学系等の教育(ベッドサイドティーチングなど病院内での診療等に関わる医学教育に限る)
 - ・ 教職員の研修(研修医や新任看護師等への病院内研修、および医療サービス等、前項(1)に関わる病院事務系職員の研修等に限る)
 - ・ 研究活動(遺伝子治療臨床研究を含め、実施に関する法令や倫理指針、関係団体等のガイドライン等が定められている場合には、それを遵守する)
- (3) 他の事業者等への情報提供
- ・ 他の病院、診療所、助産所、薬局、訪問看護ステーション、介護サービス事業者等との医療サービス等に関する連携
 - ・ 他の医療機関等からの医療サービスに関しての照会への回答
 - ・ 被験者の診療等にあたり外部の医師等の意見・助言を求める場合
 - ・ 検体検査業務の委託その他の業務委託
 - ・ 被験者の家族等への診療に関わる説明
 - ・ 医療保険事務(保険事務の委託、審査支払機関への提出)
 - ・ 審査支払機関または保険者からの照会への回答
 - ・ 関係法令等に基づく届出および報告書
 - ・ 関係法令に基づいて事業者等からの委託を受けて健康診断を行った場合の事業者等へのその結果の通知
 - ・ 医師賠償責任保険等に関わる医療に関する専門の団体、保険会社等への相談または届出等
 - ・ 医療上の安全に関わる行政機関または医療に関する専門の団体等への届出簿
 - ・ 医学・歯学・薬学・保健学等の教育機関への提出
 - ・ 他の医療機関等との医学の発展を目的とした共同研究活動
 - ・ 外部監査機関への情報提供

2) その他の本臨床研究の遂行に必要な被験者の個人情報の利用・取り扱い

上記の診療・教育機関としての京都府立医科大学附属病院における個人情報の一般的な取り扱いに加え、本臨床研究の遂行における個人情報の利用・取り扱いについては、総括責任者はあらかじめ被験者の個人情報の利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を被験者に通知し、または公表しなければならない。

本臨床研究で扱う被験者の診療記録をはじめとする個人情報は、主として病状経過観察、本臨床研究の緊急事態発生のための連絡など、被験者の生命を守るために用いる。その他の特別の目的で使用する場合は、事前に被験者および家族(あるいは親族)に再度説明し了承を得てから使用する。